配食サービス事業者募集要項

1. 事業の概要

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び障がい者等で病弱などの理由により食事の調理が困難な人を対象に、安否確認を兼ねて食事を配達することにより、栄養バランスのとれた食事を提供し、食生活の改善を行うとともに、定期的な声かけにより孤立感の解消に努めることを目的とする。

訪問の際に利用者の安否を確認し、健康状態に異常があった場合は速やかに関係機関へ連絡をするなど、必要な対応を行う。

実施方法については、事業者を登録し、その登録名簿を利用者に配布することにより、利用者に食事を選択してもらう方法をとる。

②配食の内容

（１）昼食および夕食の提供をおこなう。

（２）訪問の際、利用者の安否を確認し（別紙安否確認票による）、健康状態に異常があった場合には速やかに関係機関へ連絡する。

（３）利用者が不在等により安否確認ができない場合は、周囲を観察し、異常があった

ときは速やかに関係機関へ連絡する。

（４）利用者の不在時に所定の場所に配食することついて、利用者があらかじめ許可し

ている場合は、食事が腐敗しないよう必要な対策を行い配食することができる。

③配食対象地区

　御嵩町全域（上之郷地区・御嵩地区・中地区・伏見地区）

④配食時間帯

　昼食は午前１０時３０分から１２時頃、夕食は午後４時３０分から６時頃を目安とする。利用者は配食時間には自宅で待つ必要があるため、おおむね決まった時間帯に食事を届けること。ただし、事前に利用者から同意があった場合はこの限りではない。

⑤利用者負担額

　１食につき配食サービスに係る費用（以下「食費」という。）の２分の１の額（１円未満の端数は四捨五入する。）を利用者が負担する。

　食費が740円（消費税及び地方消費税を含む。）を超過する場合は、当該超過額は利用者が負担するものとする。ただし、町に起因する事情による場合は、この限りでない。

　事業者は利用者が負担する額を利用者から直接徴収する。

⑥助成金

　助成対象者は利用者であるが、助成金の交付申請、請求及び受領について、事業者にその権限を委任するものとする。

助成金は食費から利用者が負担する額を控除した額とする。

助成金は事業者が１月ごとに集計し、翌月の15日までに配食サービス助成金交付申請書兼請求書（別記様式第４号）及び配食実績が確認できる書類とともに町へ提出する。

⑦事業開始時期

　町が配食サービス事業者として登録した日から

⑧事業者登録条件

（１）仕出し屋、弁当屋として食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に定める営

業の許可を受けており、食数の制限が条件とされていないもの。

（２）食中毒、異物の混入等に十分注意し、責任を持って対応できること。

（３）栄養バランスのとれた食事を提供できること。

（４）配達の際、安否確認等をおこない、健康状態に異常等があった場合は、関係機

関へ連絡等を実施できること。

（５）保冷室があり、空調設備を設けていること。

（６）１年以上継続して事業を受託できること。

（７）その他町長が適当と認める事業者

⑨募集期間

　随　時

⑩応募手続き

保険長寿課高齢福祉係に置いてある規定の登録申請書及び食品衛生法による営業許可指令書の写し、その他必要な書類（会社の概要や献立などがわかるもの）を、町長に提出する。

⑪内容調査等

町は提出物の審査及び厨房の調査を実施する。厨房の調査日時は、後日保険長寿課から連絡する。だたし、他の自治体で配食サービスの実績がある場合は、厨房の調査を省略する場合がある。

⑫決定

　町長は、速やかに登録の可否を決定し、決定通知書を送る。

⑬登録の削除

　町は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

（２）利用者負担額及び委託料の、請求及び受領について不正があったとき。

（３）適切な安否確認及び配食を提供することができなくなったとき。

（４）その他、登録事業者として著しく不適切な行為があったとき。

⑭苦情処理、損害賠償

（１）事業者は、安全な食事を提供するという観点から、利用者の苦情に対し、迅速

かつ円滑な解決を図るよう責任を持って処理すること。また、留守、配達の際

のトラブルなどは、事業者の責任において処理すること。

（２）事業者の責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、利用者に対しての

損害賠償を速やかに行うものとすること。

⑮その他

　この要項に定めることの他、必要な事項は町長が別に定める。